

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年10月19日（平成29年（行情）諮問第406号）

答申日：平成30年8月1日（平成30年度（行情）答申第207号）

事件名：特定事件番号の訴訟に係る政府各省庁における会議録等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「政府各省庁における会議録等」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、諮問庁が理由の提示に違法はないとしていることは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月28日付け法務省訟行第505号により法務大臣（以下「法務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、再度、行政文書開示請求に対する開示又は不開示決定通知の処理のやり直し等を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 疎甲2にある「政府各省庁における会議録等」では、開示手続の処理をした対象が分からない。他に書くべき記述が大幅に省略されていると思われるが、これでは省略され過ぎである。当然、開示請求の際にはもっと色々な記述がなされていたはずであるが、それらを受けて調査を行った対象が分かるような記述を行うようにされたい（手続途中においての補正や調査を受けての修正を経ている可能性はあると思われるが、どのような対象かが分かるような記述とされたい。）。これでは、法による情報開示制度が適切に理解され運用されているとは言い難い。

イ これは、情報開示請求一般の処理について、全行政機関に求めたいことなのであるが、行政文書の開示決定又は不開示決定の際には、それを行うことになった元の請求書類の写しが添えられるのが望ましいはずである。そうすれば請求者がどのような請求を行い、またそれが

どのような修正を受けたのかが当該送付文書を見るだけで一目瞭然に分かるので、国民の利益の観点からすると望ましいはずである（これは相当に確からしいことであると思われる。行政機関側では余分に一枚の書面の印刷を行うことになりはするが、これは微々たる負担増であって発生する利益と負担を比較したならば、圧倒的に利益の方が勝るはずである。）。（※当然、このような利益の発生は、国家公務員法の趣旨であるその1条1項の内容に合致するはずであるし、それは法1条の「説明する義務」がより適切に履行されるということにも関係があるはずである。）

しかし、まずは、このような形で、行政文書不開示決定通知書を送ってくるという事態が発生した、本審査請求に係る処分について、法務大臣、そしてそこから意見を訊かれることになるであろう、総務省に、この様な行政文書不開示決定通知書が現実に存在したということについて考慮していただき、開示決定又は不開示決定の通知の際には開示請求書の写しの添付を行う必要性・妥当性があったので、開示請求書の写しの添付を行う、という裁決を行っていただきたい（その上で、今後は、基本として、行政機関で受理した開示請求書の写しを、開示決定又は不開示決定の通知の際に添えるようにして行っていただきたい。）。

## （2）意見書

### ア 理由説明書（下記第3）への返信

#### （ア）「1 本件経緯」

##### a 「（1）」

認める。

##### b 「（2）」

概ね認める。

##### c 「（3）」

1段落目について、意見者が知る余地の無かった、しかし法務省側において行った行為事実として認める。2段落目について、認める。

#### （イ）「2 審査請求人の主張」

認める。なお、意見者は、必ずしも元の請求書類の写しが添えられる必要は無いと考えるが、あった方が当然に望ましいものであることを主張する（一目して開示請求者が行った開示請求内容が分かるので）。

#### （ウ）「3 原処分の妥当性について」

a 「（１）行政文書不開示決定通知が適法であること」

その通知行為自体は適法であることを認める。

しかし、その通知の様態につき、法務省は、対象となる開示請求について行政文書開示請求書の謄写又は記述等によって示すことを怠っているという不法が存在することを意見者は主張する。

行政文書開示請求書の謄写があれば、意見者（近辺において、平成29年5月11日付け、平成29年5月17日付け行政文書開示請求書でも法務省に行政文書開示請求を行っており、またいくつかはまとめて行ってもいる。）は、一見して、行った開示請求について判別と確認が行えたし、またもし決定通知書のみでの提示を行うとしたのであれば「政府各省庁における会議録等」の前に「特定事件番号に関係する資料として、」等の記述が必要であった。

b 「（２）行政文書開示決定通知書又は行政文書不開示決定通知書に開示請求書の写しの添付は要しないこと」

法及びその施行令にそのようなことを行うことについての明示の無いことは事実である。そのことについては認める。

しかし、その添付はあった方が望ましいことを主張する。行政文書開示決定通知書等の送付の際においては、付属して開示請求書の添付があると、場合により、ある一人が行っていた場合においても期間的・記述内容的に重複することがありうる複数の請求の区別のために有用なのは間違い無いことである。

法は、国等がその行政について「国民に説明する責務が全う」されるために定められたものであるが、過去に提出した対応する行政文書開示請求書の謄写を、行政文書開示決定通知書又は行政文書不開示決定通知書等の交付の際に添えるのは、この説明に係るものとして望ましいことであるので、意見者は、この添付を行うようにすることを求めたい（開示請求者への、行政文書開示決定通知書（通常、「行政文書の開示の実施方法等申出書」の添付を伴う）等の送付において、行政文書開示請求書の謄写も添えられていれば、開示請求者は、行った開示請求及びその結果の両方について、通知のために送られてきた送付書類のみを見るだけで知ることが可能になる。これは行政についての国民への説明（法1条の「説明」）そのものとは違うことであるが、しかしそれに係る国民側の事務効率の向上促進

を行えるものであり，ここで謄写のために費やされる費用（100円内）は，日本国における全体的な行政効率を向上（国家公務員法1条を持ち出すと「公務の民主的且つ能率的な運営」の推進）させるための支出として行うに値するものである。）。

(エ) 「4 結論」

原処分（平成29年7月28日法務省訴行第505号）については，一応，適法であるのではあるが，上記のとおり，行政機関の対応として問題が全く無いとは言えないことを意見者は主張する。

行政文書開示決定通知の際には，開示請求者がどのような請求をしたのかが，通知の書類を送付された開示請求者本人に一見して分かるようになる方が望ましいのであるから，そのために，行政機関に提出した行政文書開示請求書の謄写は含まれているのが望ましい。

そして，このための追加の費用は支出されるに差し支えない程度のものであるが，開示請求者側への効果は大きく（過去の資料を探索しなくても済むようになるのはかなりの事務に関する負担の低減になる。送付された書類のみを見れば良い，というのは誰にとってもありがたいことである。）（※1），また行政機関側でも容易に対応することが可能であるので，国家公務員法1条の「公務の民主的且つ能率的な運営」の推進を行うため（法も「公正で民主的な行政の推進に資することを目的」としているのであるが，ここで能率が高いと尚良い。），行政文書開示決定通知書等の送付の際には，当該通知を行われる開示請求者が過去に提出した行政文書開示請求書の謄写を添付する様にしていきたい。

イ 意見者の主張

法務省の対応は，違法ではなく，法上は適法と言えるものである。

しかし，その様態については，開示請求者への，当該開示請求者が行った開示請求の内容提示について，国家公務員法1条からすると不適切となる形になっていることが認められるのであるから（※2），その部分については是正を行うべきである。

その不適切な部分は，行政文書開示決定通知書等の送付の際に，開示請求者が提出した開示請求書書面の謄写を付録することで解消されるが，よって，今後は，その付録を行うようにしていきたい。

今回の審査請求では，法務省に原処分のやり直しを求めているが，たとえそれが認められなくても，後世で民主的な行政の推進のため

に、今後の処理においては、開示決定等の通知書の送付の際に、開示請求書書面の謄写を添付していただきたく思う。

意見は以上である。

(※1) 意見者は、過去に法務省と数十回（往路復路合わせると百回を超える。）にわたる情報開示請求に係る書面のやり取りを行っているが、このような場合に過去の書類を引っ張り出して突き合わせて確認を行わなくて済むようになると、非常に事務処理が楽になる。（誰にとってもそのような利益が発生すると思われるが、複数回の請求を近い日に行っているような場合（関連する近い内容のものであると更により一層）、この利益は大きい。）

(※2) この点について、不適切に請求者に負担を発生させることになっているのであれば、その点について不法が発生している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件経緯

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成29年5月24日付け（同月29日受領）で、法4条1項の規定に基づき、「特定事件番号に係る資料として、その第一審開始から終結に至るまでの訴訟記録全てと、関係して政府各省庁における会議録等について（文書名不明）」について行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成29年6月7日付けで訴訟記録に関して保有している行政文書名と、請求する行政文書の名称等を「政府各省庁における会議録等」と記載されていることについては、その請求趣旨に該当すると思われる行政文書を法務省本省では保有していないことを情報提供した。なお、訴訟記録の一部が、審査請求人が同年4月27日受付第108号で請求し、一部開示決定（平成29年7月5日法務省訟行第463号）した行政文書と重複することから、同部分について、開示請求を維持するか否かの意思確認も同月14日期限で行った。

しかし、同意思確認に対して、審査請求人から回答がなかったことから、処分庁は、同月16日付けで再度の情報提供と同月23日期限で意思確認を行ったが、これに対する回答もなかった。

(3) そこで、本件開示請求に対し、処分庁は、法11条を適用して平成29年12月28日まで開示決定等の期限を延長し、相当部分として、行政文書として保有していない「政府各省庁における会議録等」について不開示決定（原処分）をした。

本件は、この原処分に対し、審査請求人から、平成29年8月1日付け（同月2日受領）で、再度、行政文書開示請求の開示又は不開示決定通知の処理のやり直しと、行政文書開示決定通知書又は行政文書不開示決定通知書に本件開示請求書の添付を求めるといふ趣旨の審査請求がされたものである。

## 2 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、「政府各省庁における会議録等」では、開示手続の処理した対象が分からない。」などとし、本件行政文書不開示決定通知書の記述を改め、再度、行政文書開示請求の開示又は不開示決定通知の処理をやり直すことを求めるとともに、「行政文書の開示決定又は不開示決定の際には、それを行うことになった元の請求書類の写しが添えられるのが望ましいはずである。」などとし、開示決定又は不開示決定通知の際に、受理した開示請求書の写しを添付するよう求め審査請求を行っているため、原処分の妥当性について検討する。

## 3 原処分の妥当性について

### (1) 行政文書不開示決定通知が適法であること

原処分に係る対象文書は、開示請求書の記載によれば、特定事件番号に係る政府各省庁における会議録等であるため、処分庁は、請求の趣旨に該当する行政文書を探索したが、これを取得・保有していないことから法9条2項に基づき原処分を行い、審査請求人に対し、不開示決定した行政文書の名称を「政府各省庁における会議録等」とする行政文書不開示決定通知書により通知した。

審査請求人は、行政文書不開示決定通知書における「政府各省庁における会議録等」の記載では、開示手続の処理をした対象が分からないと主張するが、本件開示請求に基づき探索した文書の名称としては十分であり、不開示決定の通知は適法である。

なお、処分庁は、審査請求人に対して、訴訟記録に関して保有する行政文書名を教示するとともに当該事件に係る政府各省庁における会議録等の保有がない旨の情報提供を2回行っており、原処分に至る不備は見当たらない。

### (2) 行政文書開示決定通知書又は行政文書不開示決定通知書に開示請求書の写しの添付は要しないこと

審査請求人は、開示決定又は不開示決定の際には、開示請求者がどのような請求をしたことが分かることが国民の利益の観点から望ましいことから、行政文書開示決定通知書又は行政文書不開示決定通知書に開示請求書の写しを添付するよう主張する。

しかし、行政文書開示決定通知書又は行政文書不開示決定通知書に開示請求書の写しを添付することについては、法令上要する規定はなく、原処分は適法である。

なお、法務省本省においては、行政文書開示請求の受付を行った際には、開示請求者に対して、開示請求書の受領日、受付番号等を開示請求書の写しを同封して連絡しており、本件開示請求については、本年6月29日付けで法務省大臣官房秘書課情報公関係から審査請求人に対して連絡している。

#### 4 結論

以上のことから、本件開示請求に対する原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |               |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成29年10月19日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月24日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年12月19日    | 審議            |
| ⑤ | 平成30年7月2日   | 審議            |
| ⑥ | 同月30日       | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであるところ、処分庁は、平成29年6月28日付けで、法11条の規定を適用し、開示決定等をする期限を同年12月28日まで延長した上、本件請求文書のうちの「政府各省庁における会議録等」（本件対象文書）につき、これを取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、上記第2の2（1）アのとおり主張するところ、これは要するに、原処分における「不開示決定した行政文書の名称」の項の「政府各省庁における会議録等」との記載では、いかなる行政文書が不開示とされたのかが不明であるとして、原処分につき、理由の提示の要件を欠くとして、その取消しを求めるものと解されるが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

なお、審査請求人の上記第2の2（1）イの主張は、原処分の内容に係る主張ではないので、当該主張については判断しない。

##### 2 理由の提示について

- (1) 当審査会において、諮問書に添付された本件開示請求に係る行政文書不開示決定通知書（写し）を確認したところ、「不開示決定した行政文書の名称」の項には、「政府各省庁における会議録等」と記載されていることが明らかである。
- (2) そして、当審査会において、諮問書に添付された資料を確認したところ、処分庁は、原処分先立って、審査請求人に対し、平成29年6月7日付け及び同月16日付けで意思確認を行うための各通知文書を発出しており、各通知文書において、①本件請求文書につき、これに該当すると考えられる第1審訴訟記録、第2審訴訟記録及びその他の関係書類として法務省本省で保有する行政文書の標目（合計63件）を別紙に掲げてその確認を求めた外、最高裁部分については、審査請求人が過去に開示請求をした行政文書と重複することとなるとして、その部分についても開示請求を維持するか否かの回答を求め、併せて、②本件請求文書のうち、「政府各省庁における会議録等」と記載されていたことについては、その請求趣旨に該当すると思われる行政文書を法務省本省では保有していない旨を情報提供したことが認められる（なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、処分庁は、上記意思確認のための各通知文書に対する審査請求人からの回答がなかったことを踏まえて、原処分後の同年12月28日付けで、上記通知文書に掲げられた行政文書（ただし、上記①の行政文書の標目中、それに含まれる複数の文書が特定されたものもある。）に加え、上記訴訟に係る最高裁判所への上訴に係る複数の文書についても、本件開示請求の対象となる文書として特定した上、一部開示決定を行ったが、これに対する審査請求はなかったことも認められる。）。
- (3) 以上を踏まえて検討すると、法11条の規定を適用した上、先行決定として行われた原処分が、「不開示決定した行政文書の名称」の項の記載につき、本件請求文書の記載の一部を引用して、本件請求文書のうちの「政府各省庁における会議録等」と記載された部分に該当する文書につき、これを保有していないとして不開示としたものであることは明らかであり、この点は、処分庁が審査請求人に対して発出した上記(2)の意思確認のための通知文書の記載内容に照らしても疑問の余地のないところであるから、原決定の「不開示決定した行政文書の名称」の項の記載をより具体的なものにしなければならないものではない。
- (4) 以上のとおり、原処分の理由の提示に違法はない。
- 3 審査請求人のその他の主張について  
審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する

ものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、諮問庁が理由の提示に違法はないとしていることは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件請求文書）

「特定事件番号に係る資料として、その第一審開始から終結に至るまでの訴訟記録全てと、関係して政府各省庁における会議録等について全て（文書名不明）」